

# 令和4年度 田野運動公園等施設 年間調整行事の申込について

## 1 申込書提出先

〒889-1702 宮崎市田野町乙10905-26 田野体育館内

たのたい共同企業体 あて

TEL: (0985) 86-0220

Eメール: info@tanotai.jp

HP: http://www.tanotai.jp/

## 2 申込み期間 令和4年12月1日(水) ~ 令和4年1月10日(月) 消印有効(郵送時)

## 3 申込にあたって

### (1) 申込書の種類及び申込方法

お申し込みは、申込書(A)をご使用ください。不足する場合は、コピーいただくか申込書(B)をご使用ください。※申込書は持参・郵送・メールのいずれかでお願ひします。※FAX不可  
※11月24日(水)より田野運動公園ホームページにて申込書のダウンロードが可能です。

### (2) 使用時間帯など

使用時間には「準備及び後片付け」の時間も含まれます。使用日が2日以上にわたる場合競技用具を設置している時間は、すべて使用時間帯となります。

開場時間は各施設共に午前9時からとなります。開場時間前に使用を希望する場合は、事前協議が必要です。なお使用申込みについては、2区分以上連続しての申込となります。

#### 【使用時間区分】

●午 前● 9:00~12:00

●午 後● 13:00~17:00

●夜 間● 18:00~22:00

### (3) 休館日

毎週 月 曜日(月曜日が祝祭日の場合は翌平日)、12月29日~1月3日(年末年始)  
大会日程等は、休館日を避けて計画してください。

### (4) その他

雨天時、施設によっては観覧席などを幼稚園・小学校等の遠足昼食に開放する場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

## 4 申込書の記載要領

### (1) 申込団体等の記入

① 申込団体名 ……申込団体名を記入してください。

② 所在地 ……申込団体の所在地を記入してください。

③ 事務担当者 ……日程調整等を担当される事務担当者の名前を記入ください。

- ④ 同 住 所……文書送付先を事務担当者宅にする場合に記入してください。(団体の所在地と事務担当者の住所が同一の場合は記入しないでください。)
- ⑤ 同 電 話……事務担当者の電話番号(携帯電話・職場・自宅等いずれか)を記入ください。

## (2)申込み欄の記入

- ① 使用月日  
第1希望、第2希望及び第3希望をそれぞれ記入してください。  
(第2希望で同一施設内競技施設を変えたい場合、改行して、第2希望日欄を第1希望日と同日とし 競技施設を変えてください。第3希望についても同じ要領で記入してください。)
- ② 大会名称  
大会名は、大会の内容・規模が分かるように省略しないで記入してください。  
(例:第〇〇回宮崎市〇〇大会、第〇〇回〇〇宮崎県大会、第〇〇回〇〇九州大会、等 )  
※新規大会を実施予定の団体は申請書と大会要項を提出してください。
- ③ 競技種目  
競技種目を記入してください。種目が複数の場合、改行して記入してください。
- ④ 参加人員及び対象者  
おおよその参加人員を記入し、「一般」「児童・生徒」の対象別に○で表示してください。「一般」「児童・生徒」混合の場合、双方を表示してください。
- ⑤ 使用申込施設  
各施設と調整の場合に必要です。必ず選択してください。  
「 田 の み 」……田野だけ申込みする場合。  
「 田 と 他 」……田野とその他施設の両方を申込みする場合。  
「田または他」……どちらか一方確保できればいい場合。  
**※記入なき場合、申請された施設のみ使用と判断させていただきます。**  
**※「田と他」「田または他」で申込みされる団体は申込書A・Bにある他施設欄または備考欄に申込みをした施設名を必ず記入してください、未記入の場合は申請を受け付けません。**
- ⑥ 使用施設の使用時間申込区分を●で表示ください。

## 5 年間調整仮予約通知決定後の手続きについて

### (1)年間調整仮予約者の使用許可申請手続きについて

#### ★申請手続き期限★

**使用月の2ヶ月前の18日**(申請期限までの早い時期に申請手続きをお願い致します。)

- ①期限までに申請されない場合は使用されないものと判断し、**仮予約を取消します。**

(連絡は一切しませんのでご了承ください)

- ②「仮予約」はあくまで施設の優先予約ですので、申請手続きを行い使用許可が得られてはじめて「使用する権利」が発生します。

### (2)年間調整内定者の仮予約取り消し・変更手続きについて

#### ★仮予約取り消し・変更手続き期限★

**使用月の3ヶ月前の末日**

## ◆年間調整について◆

### 1 年間調整で取り扱う行事

- ① 公的団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
- ② 年間行事として使用場所を確定しておかなければ、開催に支障をきたす行事とします。
- ③ 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの2区分以上連続して使用する行事とします。
- ④ 宮崎市及び(公財)宮崎市体育協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含まれますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

注:「宮崎市民体育大会」については、(公財)宮崎市体育協会が一括して申込みをしますが、仮予約後の使用許可申請は、各競技団体で手続きをするようにしてください。

### 2 対象施設

(A) スポーツランド推進課所管	(B) 公園緑地課所管
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生目の杜運動公園</li> <li>・清武総合運動公園</li> <li>・天ヶ城公園</li> <li>・北部土地区画整理事業記念体育館</li> <li>・南部土地区画整理事業記念体育館</li> <li>・佐土原体育館</li> <li>・田野体育館</li> <li>・B&amp;G海洋センター体育館</li> <li>・清武体育館</li> <li>・加納スポーツセンター</li> <li>・サンスポーツランド高岡</li> <li>・佐土原西運動公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿波岐原森林公園</li> <li>国際エントランスプラザ多目的広場、 テニスコート</li> <li>・萩の台公園</li> <li>軟式野球場、多目的スポーツ広場</li> <li>・大淀川市民緑地(田吉地区)</li> <li>軟式野球場、ソフトボール場、 サッカー、多目的グラウンド</li> <li>・大淀川市民緑地(大塚地区)</li> <li>多目的広場</li> <li>・大淀川市民緑地(下小松地区)</li> <li>多目的広場、サッカー、ソフトボール場、 軟式野球場</li> <li>・出水口公園</li> <li>ソフトボール場、野球場</li> <li>・山内川緑地</li> <li>ラグビー場、軟式野球場</li> </ul>

### 3 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

順位	基準
第1順位	・プロスポーツキャンプ、試合等
第2順位	・全国及び九州規模のスポーツ大会等 ・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等 ・市、市体育協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等
第3順位	・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※） ・県主催のスポーツ大会等
第4順位 (B) 施設は対象外	・上記以外

※)市・県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県外より参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会は該当しない。  
注)調整の結果、申込みどおり日程がとれない場合がありますので、予めご了承ください。

### 4 仮予約通知、申込取消及び変更

- (1) 令和3年2月上旬(第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分)  
令和3年3月上旬(6月以降分)  
※上記郵送にて通知します。
- (2) 仮予約後の取消申し出は、使用月の3か月前の末日までとします。  
【例】使用月8月で仮予約後の取消申し出は、5月末までに行うことになります。
- (3) 仮予約通知書の申請期限は、使用月2か月前の18日までです。使用料同時納付となります。  
【例】使用月9月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。  
期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。  
(使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めにお願います。)
- (4) 使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、  
「★変更・取消にともなう使用料の還付について」のとおりとなります。  
なお、上記(3)の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。

#### ★変更・取消にともなう使用料の還付について

田野体育館	使用日の14日前まで	使用料の8割を還付します
	使用日の 7日前まで	使用料の5割を還付します
	～ 使用日まで	還付はありません
運動公園 B&G体育館	使用日の15日前まで	使用料の5割を還付します
	～ 使用日まで	還付はありません

※還付金は施設窓口で還付手続きを経て、使用者の方が指定した口座へ振り込まれます。

(例) 体育館の使用日が9月10日の場合、使用日の7日前までとは？

<期間の遡り計算>

	取消日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
								起算日	

取消日と使用日の間に7日間必要となります。

よって、この場合は、9月2日が「体育館の使用日の7日前まで」の日となります。

## ◆ 田野運動公園施設 施設概要 ◆

(※年間調整申込み対象施設以外も含めて記載)

### ● 田野運動公園 ● 102,675㎡

- ・多目的広場(サッカー1面・ソフトボール3面・400mトラック)※夜間照明なし
- ・野球場(両翼94m、中堅120m)  
※軟式野球のみ、ソフトボール利用不可、夜間照明・スコアボードあり
- ・テニスコート(クレートコート2面・砂入人工芝コート2面)※夜間照明なし、年間調整対象外
- ・武道館(剣道場・柔道場)年間調整対象外
- ・弓道場(6人立)年間調整対象外

### ● 田野体育館 ● 競技場面積(30m×33.5m)

※バスケットボール不可(他の競技については施設へ問合せください)

- |         |    |         |    |
|---------|----|---------|----|
| ・フットサル  | 1面 | ・ハンドボール | 1面 |
| ・バレーボール | 2面 | ・バドミントン | 6面 |
| ・ミニバレー  | 6面 | ・ミニテニス  | 6面 |

### ● B&G 海洋センター体育館 ● 競技場面積(30.9m×23.5m)

※フットサル・ハンドボール不可(他の競技については施設へ問合せください)

- |           |    |         |    |
|-----------|----|---------|----|
| ・バスケットボール | 1面 | ・バレーボール | 2面 |
| ・バドミントン   | 3面 | ・ミニバレー  | 3面 |

### ● B&G 海洋センタープール ● 732.28㎡ 対象外

- ・25m×13m 6コース

### ※ 田野運動公園等施設をご利用の皆様へ ※

施設利用時に発生したゴミ、持込んだ弁当やお菓子等のゴミは各自で持ち帰り処分をお願いします。また、お忘れ物が多発しておりますので主催者より各チームへの周知のご協力を宜しくお願い致します